

平成 28 年 4 月 21 日 11 時 30 分発表

総 務 局  
都 市 整 備 局

## 平成 28 年熊本地震への都の対応（第 13 報）

### <熊本県への被災宅地危険度判定士の派遣について>

熊本県からの要請を受け、以下のとおり被災宅地危険度判定士を派遣することとしましたので、お知らせします。

- 1 期間・・・・・・・・平成 28 年 4 月 22 日(金)～26 日(火)（うち 3 日間判定作業）
- 2 人数・・・・・・・・土木職 3 名（都市整備局 管理職級職員 1 名、課長代理級職員 2 名）
- 3 場所・・・・・・・・熊本県内

#### ※被災宅地危険度判定士

当該市町村又は都道府県の要請により、大規模な災害を被った宅地について、客観的な尺度を用いて危険度を判定する技術者です。主に、土木・建築等の技術者で、一定の専門技術資格・経験を有し、都道府県が実施する「被災宅地危険度判定士養成講習会」を受講し、登録することが要件となっています。

<担当>

都市整備局 市街地整備部 指導担当

電話 03-5320-5134（直通）